

2022年2月1日
外郭団体監理委員会資料3
町田市総務部総務課

2020～2021年度 町田市外郭団体監理委員会 答申書（案）

町田市外郭団体監理委員会
2022（令和4）年2月

はじめに

町田市では、市からの出資や財政的・人的援助等の関与の程度に着目し、16の団体を外郭団体として位置づけています。

外郭団体は、一般に、公共性と企業性を併せ持ち、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っており、団体の経営が健全に行われている場合には、行政が民間の資金やノウハウを活用するための有効な手法となるとともに、地域における福祉を増進させ、経済効果へも寄与します。一方で、経営が著しく悪化し、債務超過や貸付金の償還が滞るなどの状態に陥った場合には、住民の暮らしを支える事業や地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼす可能性も有しています。

このため、地方公共団体には、行政サービスの効率的・効果的な実現のため外郭団体を活用することと合わせて、その経営状況を把握し、経営の健全性が保たれるよう、外郭団体を指導・監督していく役割が求められています。

町田市外郭団体監理委員会は、町田市の外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項及び外郭団体の経営状況、事業実施状況等について、第三者としての公正・中立的な立場から調査、審議し、取組状況の評価や改善に向けた助言・提案を行う機関です。

本委員会は、2021年1月21日に市長から諮問を受け、2020年度及び2021年度と3回にわたり、外郭団体の該当要件と指導監督区分、基本情報調査票様式の見直しについて審議を行いました。

ここに、2020年度及び2021年度の審議の結果を取りまとめましたので、市長への答申を行うこととします。

この答申が有効に活用され、町田市における外郭団体の適正な監理に資することにより、行政サービスの向上や健全な市政運営に寄与することを期待します。

町田市外郭団体監理委員会

委員長 前田 成東

委員 神山 和美

委員 前原 一彦

委員 小林 大祐

目次

はじめに

1	町田市外郭団体監理委員会.....	1
	(1) 町田市外郭団体監理委員会設置の趣旨.....	1
	(2) 町田市外郭団体監理委員会の構成.....	1
2	諮問内容.....	2
3	現行制度.....	3
	(1) 外郭団体の該当要件と指導監督区分.....	3
	(2) 基本情報調査.....	5
4	外郭団体の該当要件と指導監督区分の見直し.....	6
	(1) 現在の課題.....	6
	(2) 外郭団体の該当要件の検討.....	7
	(3) 新たな外郭団体の該当要件【委員会の検討結果】.....	8
	(4) 新たな指導監督区分【委員会の検討結果】.....	10
5	基本情報調査票様式の改訂.....	12
	(1) 現在の課題.....	12
	(2) 新たな基本情報調査様式【委員会の検討結果】.....	12
	附属資料.....	22
	(1) 2020年度及び2021年度の活動経過.....	22
	(2) 関係例規.....	23
	(3) 基本情報調査票様式（現行）.....	32

1 町田市外郭団体監理委員会

(1) 町田市外郭団体監理委員会設置の趣旨

町田市外郭団体監理委員会（以下「本委員会」という。）は、町田市の外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項及び外郭団体の経営状況、事業実施状況等について調査、審議するため、市長の附属機関として、2007年に設置されたものである。これまで2007～2008年度、2014～2015年度に会議を開催し、外郭団体の経営状況や事業実施状況を評価するとともに、経営改善のための具体的な助言・提案を行ってきた。

(2) 町田市外郭団体監理委員会の構成

本委員会は、市長の委嘱を受けた以下の4名の委員で構成されている。委員は、行政学や経営、法律等に関する専門的知識を有する外部有識者である。


委員長	前田 成東	東海大学政治経済学部政治学科教授
委員	神山 和美	株式会社日本経済研究所 常務執行役員 上席研究主幹 兼 総務本部副本部長
委員	前原 一彦	税理士法人 前原パートナーズ 公認会計士
委員	小林 大祐	<small>なんおう</small> 南鷹法律事務所 弁護士

2 諮問内容

町田市では、前回の団体運営状況評価から期間が経過したことから、2022年度以降、本委員会による団体運営状況評価の実施を予定している。

団体運営状況評価の効果的な実施に向け、市長は本委員会に対し、外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項に関する事、外郭団体の経営状況及び事業実施状況の評価に関する事、外郭団体の経営改善のための具体的な助言及び提案に関する事について、諮問をした。

この諮問を受け、本委員会は、団体運営状況評価に先立ち、外郭団体の該当要件と指導監督区分や、基本情報調査票様式の見直しについて審議することとした。

20町総総第847号 2021年1月21日
町田市外郭団体監理委員会委員長 様
町田市長 石坂 丈一 
諮 問 書
<p>町田市では、多様化、高度化する行政サービスを効果的に提供するために、民間の資金・人材・経営ノウハウを活用することで、市が直接事業を実施するよりも成果が高まる場合や、より経済的に事業実施が行える場合に、公益法人や株式会社等を設立して活用しています。また、公益的な事業を担う団体に対しては、市が財政的・人的な援助等を行い、団体と共に施策の推進に努めています。これらの団体のうち、市の財政的・人的な支援等が特に大きい団体を「外郭団体」として位置付けています。</p> <p>委員会には、これら外郭団体の位置づけや市のかかわり方、経営上の課題や経営状況の健全性について評価していただくとともに、改善のための助言及び提案をいただきたく存じます。</p> <p>つきましては、町田市外郭団体監理委員会条例第3条の規定に基づき、次の事項について、ご審議くださるよう諮問いたします。</p>
記
(諮問事項)
一、外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項に関する事
一、外郭団体の経営状況及び事業実施状況の評価に関する事
一、外郭団体の経営改善のための具体的な助言及び提案に関する事

3 現行制度

(1) 外郭団体の該当要件と指導監督区分

町田市では、多様化、高度化する行政サービスを効率的に提供し、市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、民間の資金・人材・経営ノウハウを活用することで、市が直接事業を実施するよりも成果が高まる場合や、より経済的に事業実施が行える場合に、公益法人や株式会社等を設立して活用している。また、公益的な事業を担う団体に対しては、市が財政的・人的な援助等を行い、団体と共に施策の推進に努めている。

町田市は、これらの団体のうち、「①市が資本金等の4分の1以上の出資・出えんをしている団体」、「②市が財政的・人的な援助等を行い団体の運営に多大な影響を与える団体」を外郭団体として位置づけている。「②市が財政的・人的な援助等を行い団体の運営に多大な影響を与える団体」については、客観的な基準に基づいて、該当が判断できるように、出資割合や補助金額などの要件を定めている。現在、これらの要件に該当する町田市の外郭団体は16団体である。

【現行の外郭団体の該当要件】

- ① 市が資本金等の4分の1以上の出資・出えんをしているもの
- ②市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの
 - ア 市からの補助金額が当該団体の事業規模（収入合計）の2分の1以上を占めている団体
 - イ 市から団体等の運営資金の貸付を受けている団体
 - ウ 市からの補助金額が当該団体の事業規模（収入合計）の4分の1以上を占めており、かつ、主要な役職員に市職員が就任している団体
 - エ 『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣している団体
 - オ その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体

また、全ての外郭団体に対して、市が一律に関与することは合理的でないことから、指導監督区分を設けて、区分に応じた指導監督を行っている。具体的には、資本金等に対する市の出資割合が2分の1以上の外郭団体を「監理団体」に、監理団体以外の外郭団体を「基本情報公表団体」にしている。監理団体に対しては、外郭団体の自主的かつ自立的な運営に配慮しつつ、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう、指導監督を行うとする一方で、基本情報公表団体に対しては、当該団体の性質、事業内容、事業規模等を考慮し、監理団体に準じた指導監督を行うこととしている。現在、監理団体は9団体、基本情報公表団体は7団体である。

【町田市外郭団体一覧・所管部】

2021年4月1日現在

No.	団体名称	出資比率 (※1)	設立年	所管部
■監理団体 【町田市が50%以上出資・出えんしている法人】				
1	一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	100%	1993年 (H5)	経済観光部 産業政策課
2	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	100%	2004年 (H16)	文化スポーツ振興部 文化振興課
3	一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	100%	2012年 (H24)	環境資源部 環境政策課
4	一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	100%	2019年 (H31)	市民部 市民協働推進課
5	株式会社 町田新産業創造センター	90%	2013年 (H25)	経済観光部 産業政策課
6	一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	67%	2009年 (H21)	経済観光部 観光まちづくり課
7	株式会社 町田まちづくり公社	58%	1999年 (H11)	経済観光部 産業政策課
8	一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	50%	2020年 (R2)	都市づくり部 都市政策課
9	町田市土地開発公社	100%	1974年 (S49)	財務部 市有財産活用課
■基本情報公表団体				
【町田市が25%以上50%未満出資・出えんしている法人】				
10	エルムスリー管理株式会社	30%	1990年 (H2)	生涯学習部 図書館
11	株式会社 町田センタービル	26%	2002年 (H14)	生涯学習部 生涯学習センター
【人的・財政的援助等で町田市の関与が大きい団体】 (※2)				
12	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	0%	1969年 (S44)	地域福祉部 福祉総務課
13	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	8%	2002年 (H14)	いきいき生活部 いきいき総務課
14	公益社団法人 町田市シルバー人材センター	—	1980年 (S55)	いきいき生活部 高齢者福祉課
15	一般財団法人 町田市体育協会	0%	2011年 (H23)	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課
16	一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	—	2012年 (H24)	いきいき生活部 いきいき総務課

(※1) 出資比率・・・資本金又は基本金に対する町田市の出資金又は出えん金の割合。

(2) 外郭団体基本情報調査

町田市では、毎年度、外郭団体の基本的な情報及び過去3年度の財務状況等を対象とした「外郭団体基本情報調査」を実施し、その結果を市ホームページで公表している。

また、この調査結果は、2007～2008年度、2014～2015年度に本委員会が行った個別の外郭団体ごとの運営状況評価にあたって、使用された。

【基本情報調査の調査項目】

①団体概要

設立目的、情報公開制度の有無、外部監査体制の有無等

②事業概要

事業内容、現状と課題、今後の取り組み

③資本金等

資本金・基本金、市の出資・出捐金、市出資・出捐割合

④財務状況

貸借対照表、損益計算書・正味財産増減計算書・事業活動計算書、財務指標

⑤当該団体への関与の状況

財政的支援（補助金交付額、利子補給金、税の減免額、貸付金残高、債務保証等契約に係る債務残高等）、人的支援（役員数、正職員数）、その他支援

⑥当該団体への監査、外郭団体監理委員会による評価の結果

⑦その他

諸規程、事業実施状況、財産目録

※基本情報調査票（現行）は、付属資料（P.32）参照

4 外郭団体の該当要件と指導監督区分の見直し

(1) 現在の課題

現行の外郭団体の該当要件及び指導監督区分について、確認を行ったところ、以下の課題が確認された。また、2020年度に行われた包括外部監査においても指摘がされている。

①外郭団体の該当要件の課題

- ・「貸付」には金額条件が無いため、例えば貸付額が1円でも、外郭団体になってしまう。他の該当要件と不均衡である。
- ・「補助金」には金額条件が設定されているが、補助金額は年度毎に増減があり、これにより、該当・非該当が頻繁に変わる恐れがある。
- ・該当要件は、地方自治法の規定（第199条、第221条）を参考に定めているが、財政的支援のうち、債務保証や損失補償などの「債務負担」が要件となっておらず、体系的に整理されていない。
- ・「出資団体」及び「財政的援助等が大きい団体」だけでなく、市の施策に関係が深く、地方自治法第199条にも規定されている「指定管理者」を該当要件に含めることを検討すべきである。（2020年度包括外部監査における意見）

②指導監督区分の課題

- ・監理団体と基本情報公表団体を区分する基準は存在するが、それぞれの区分の定義が不明確である。
- ・監理団体に対しては、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう、指導監督を行うこととされている。一方で、基本情報公表団体に対しては、当該団体の性質、事業内容、事業規模等を考慮し、監理団体に準じて指導監督を行うとされている。指導監督区分の定義が不明確な結果、両者に対する指導監督の考え方も曖昧となっており、区分する意義が薄れている。
- ・監理団体と基本情報公表団体の指導監督区分の基準は、出資比率だけでなく、財政支援の割合など、市の関与度合いを総合的に判断する条件となるよう再検討すべきである。（2020年度包括外部監査における意見）

(2) 外郭団体の該当要件の検討

①外郭団体を指定する目的の再確認

外郭団体は、法令等に定めがあるものではなく、各地方公共団体が一定の目的を持って、独自の基準により、外部の団体を「外郭団体」として指定しているものである。外郭団体の該当要件及び指導監督区分を検討するにあたり、まず、町田市が外部の団体を「外郭団体」として指定する目的を再確認した。確認した結果は次のとおりである。

【外郭団体を指定する3つの目的】

- ①外郭団体に指定することで、行政機能を補完・代替する事業が適切に行われているかを確認及び指導監督する。また、行政機能の補完・代替に影響が生じないように団体の経営状況を確認及び指導監督する。
- ②外郭団体に指定することで、市の財政に深刻な影響を及ぼすことのないように団体の経営状況を確認及び指導監督する。
- ③外郭団体に指定することで、特別な財政的・人的援助について説明責任を果たす。

②市と外部団体のかかわり類型ごとの外郭団体の指定の必要性

市の外部団体への財政的・人的かかわりについては、様々な類型が存在する。それぞれの類型について、外郭団体の該当要件とすべきかを検討した。

まず、検討を行う類型については、地方自治法第199条(監査委員による監査)、第221条(長の調査権)を参考に、「出資・出えん」「補助金・交付金・負担金・利子補給」「貸付金」「損失補償・借入保証」「信託」「人的支援」「指定管理者」「委託」の8類型とした。

また、該当要件とすべきかを判断する際の視点として、先に明確にした外郭団体を指定する目的から、「行政機能の補完の度合い」「指導監督権限の有無」「他の統制手段の有無」「市財政への影響の有無・大きさ」「特別な支援に該当するか」の項目を定め、それぞれの項目から、かかわり類型ごとに検討を行った。

検討の結果、「指定管理者」「委託」については、行政機能を確保するための他の統制手段があること、反対給付を伴うものであり、特別な支援にはあたらないことなどから、外郭団体の該当要件とする必要はないと判断した。

「信託」については、相手方は一般に信託銀行であり、行政機能を補完するものでないこと、また、受益権はあくまで市が保有しており、受託者への財政的支援にはあたらないことなどから、外郭団体の該当要件とする必要はないと判断した。

これらの検討から、外郭団体の該当要件は、「出資・出えん」「補助金・交付金・負担金・利子補給」「貸付金」「損失補償・借入保証」「人的支援」という結論に至った。

(3) 新たな外郭団体の該当要件【委員会の検討結果】

これまでの検討で定めた該当要件について、出資割合や金額の制限等を設けることなく該当要件とした場合、外郭団体として指定する団体数が2,000団体に近くなり、業務の効率性の観点から現実的ではない。そのため、各項目のかかわりについては、指定する目的や権限、現行制度を勘案して、出資割合や金額等の該当要件を設けることとした。

また、地方自治法第221条（長の調査権）の法人の対象が、土地開発公社等や一般社団法人、一般財団法人、株式会社とされていることや、外郭団体を指定する目的から、外郭団体に指定する団体は、主にその活動範囲が町田市内であり、法人格のあるものとする事とした。

以上の検討の結果、本委員会で定めた新たな外郭団体の該当要件は、次のとおりである。

【新たな外郭団体の該当要件】

主にその活動範囲が町田市内であり、法人格のあるもののうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の4分の1以上の出資・出えんをしているもの
- ②市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの
 - ア 過去3年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模（収入合計）の2分の1以上の補助金等（特定の団体を対象としているものに限る）を支出しているもの
 - イ 500万円以上の団体等の運営資金の貸付（特定の団体を対象としているものに限る）を行っているもの
 - ウ 資本金等の4分の1以上の債務を負担しているもの
 - エ 役職員^{※1}に市職員が就任しているもの
 - オ 『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの
 - カ その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの

※1「役職員」とは、理事、取締役、監事・監査役を指す。

【外郭団体の該当要件の新旧対照表】

現行の該当要件		新たな該当要件	
① 市が資本金等の4分の1以上の出資・出えんをしているもの		①市が資本金等の4分の1以上の出資・出えんをしているもの	
②市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの	ア 市からの補助金額が500万円以上で当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めているもの	ア <u>過去3か年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上の補助金等(特定の団体を対象としているものに限る)を支出しているもの</u>	
	イ 市から団体等の運営資金の貸付を受けているもの	イ <u>500万円以上の団体等の運営資金の貸付(特定の団体を対象としているものに限る)を行っているもの</u>	
		ウ <u>資本金等の4分の1以上の債務を負担しているもの</u>	
	ウ 市からの補助金額が500万円以上で当該団体の事業規模(収入合計)の4分の1以上を占めており、かつ、主要な役職員に市職員が就任しているもの	エ 役職員に市職員が就任しているもの	
	エ 『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの	オ 『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの	
オ その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定するもの	カ その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの		

(4) 新たな指導監督区分【委員会の検討結果】

① 監理団体及び基本情報公表団体の定義

指導監督区分の基準を定めるにあたり、まずは監理団体と基本情報公表団体の定義を明確にすべきであると考えた。

本委員会では、外郭団体を指定する3つの目的の観点から、全ての外郭団体は「市から団体への支援について、公表すべき外郭団体」であり、中でも市の関与度合いが大きい団体（監理団体）は、支援についての説明に加えて、「市政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう指導監督を行う外郭団体」と整理した。

・ 監理団体

市政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう指導監督を行う外郭団体

・ 基本情報公表団体（外郭団体のうち監理団体を除く団体）

市から団体への支援について、公表すべき外郭団体

② 監理団体と基本情報公表団体の基準

①で整理した定義に基づくと、監理団体は、市が指導監督の権限を持つ外郭団体でなければならない。

市による外郭団体への指導監督の権限は、財政的支援に関しては、地方自治法第221条（予算の執行に関する長の調査権等）第3項に該当すること、人的支援に関しては、団体へ派遣する市職員が理事等の役員に就任することなどに基づくことが妥当であるとの結論に至った。

③ 新たな指導監督区分

以上の検討の結果、新たな指導監督区分の定義と基準は、以下のとおりが適当である。

指導監督区分	定義	指導監督区分の基準
監理団体	市政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう指導監督を行う外郭団体	○財政的支援の基準 市が外部の団体を指導監督する際の根拠である、地方自治法第221条第3項の権限を有するもの ・市が資本金等の2分の1以上の出資・出えんをしているもの ・市が資本金等の2分の1以上の債務を負担しているもの ○人的支援の基準 外郭団体の経営状況を確認し、指導監督できる（団体運営に関与可能な）役職員に就任しているもの ・市職員が理事・取締役役に就任しているもの ○その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの
基本情報公表団体	市から団体への支援について、公共すべき外郭団体	○財政的支援の基準 市が外部の団体を指導監督する際の根拠である、地方自治法第221条第3項の権限を有しないもの ○人的支援の基準 市職員を事務員として派遣しているなど、外郭団体の経営状況を確認し、指導監督できる役職には就任していないもの

【指導監督区分の新旧対照表】

旧		新	
監理団体	①-1市が資本金等の2分の1以上の出資・出えんをしているもの	監理団体	①-1市が資本金等の2分の1以上の出資・出えんをしているもの
基本情報公表団体	①-2市が資本金等の4分の1以上、2分の1未満の出資等をしているもの	基本情報公表団体	①-2市が資本金等の4分の1以上、2分の1未満の出資等をしているもの
	ア 市からの補助金額が500万円以上で当該団体の事業規模（収入合計）の2分の1以上を占めているもの	基本情報公表団体	ア 過去3か年度にわたり500万円以上かつ当該団体の事業規模（収入合計）の2分の1以上の補助金（特定の団体を対象としているものに限る）を支出しているもの
	イ 市から団体等の運営資金の貸付を受けているもの	基本情報公表団体	イ 500万円以上の団体等の運営資金の貸付（特定の団体を対象としているものに限る）を行っているもの
		監理団体	ウ-1 資本金等の2分の1以上の債務を負担しているもの
		基本情報公表団体	ウ-2 資本金等の4分の1以上、2分の1未満の債務を負担しているもの
	ウ 市からの補助金額が500万円以上で当該団体の事業規模（収入合計）の4分の1以上を占めており、かつ、主要な役職員に市職員が就任しているもの	監理団体	エ 理事・取締役に市職員が就任しているもの
	エ 『公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づき市職員を派遣しているもの	基本情報公表団体	オ 事務員として市職員を派遣しているもの
	オ その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定するもの	監理団体 基本情報公表団体	カ その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの

5 基本情報調査票様式の改訂

(1) 現在の課題

現行の基本情報調査票様式について確認を行ったところ、以下の課題が見られた。

- ・市の外郭団体へのかかわり（援助の内容や指導監督）や外郭団体が行っている公共的な事業を説明する項目がなく、状況がわからない。
- ・監理団体、基本情報公表団体の指導監督区分に関わらず、同じ内容の調査票を使用している。

(2) 新たな基本情報調査票様式【委員会の検討結果】

新たな基本情報調査票については、2022年度以降に実施する外郭団体ごとの運営状況の評価にあたって、確認のベースとなる資料である。団体運営評価にあたっては、外郭団体を指定する3つの目的が達成されているかを検証する。そのため、調査項目には、3つの目的の達成状況が確認できるように、市の外郭団体に対する関与や指導監督の状況を記載する項目、外郭団体の運営状況や公共的な事業の実施状況を記載する項目を追加することとした。新たな調査票は、別紙のとおりである。

また、指導監督区分の定義として、監理団体は「市政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう指導監督を行う外郭団体」、基本情報公表団体は「市から団体への支援について、公表すべき外郭団体」と整理した。

この整理と合わせて、監理団体用の調査票と基本情報公表団体用の調査票とを分け、基本情報公表団体の様式からは、市が指導監督する権限を持たない団体の経営についての項目を削除した。

【外郭団体を指定する3つの目的】再掲

- ①外郭団体に指定することで、行政機能を補完・代替する事業が適切に行われているかを確認及び指導監督する。また、行政機能の補完・代替に影響が生じないように団体の経営状況を確認及び指導監督する。
- ②外郭団体に指定することで、市の財政に深刻な影響を及ぼすことのないように団体の経営状況を確認及び指導監督する
- ③外郭団体に指定することで、特別な財政的・人的援助について説明責任を果たす。

外郭団体基本情報

1. 団体概要

年3月31日現在

団体名			
法人番号			
所在地			
電話		FAX	
ホームページアドレス			
代表者			
設立年月日			
設立根拠法令			
団体設立後から現在に至るまでの主な経緯			
設立目的			
事業内容			
情報公開制度の有無		個人情報保護制度の有無	
市所管課			
外部監査の実施状況			
実施体制			
実施内容(又は実施しない理由)			

2. 資本金等

年3月31日現在

資本金・基本金	千円	うち市の出資・出捐金	千円	市出資・出捐割合	%
市出資出捐金額の根拠					
市以外の主な出資者・寄付者					
名称	出資額(千円)		出資率(%)		
市の損失補償	0千円	市の借入保証	0千円		

3. 財務状況

(1) 貸借対照表

単位:千円

項目	年度	年度	年度	対前年増減比(%)	備考 ※増減の理由等
総資産					
流動資産					
流動資産以外の資産					
負債					
流動負債					
固定負債					
うち借入金					
正味財産合計					
一般正味財産					

(2) 正味財産増減計算書

単位:千円

項目	年度	年度	年度	対前年増減比(%)	備考 ※増減の理由等
経常収益					
うち市補助金					
うち市委託料					
うち市指定管理料					
経常費用					
経常損益					
特別利益					
特別損失					
当期損益(税引後)					

※各団体が準拠すべき会計基準等により、下記のとおり読み替える。

〔会社法人〕経常収益→売上高(又は営業収益)+営業外収益 経常費用→売上原価+販売費+一般管理費+営業外費用

〔公益法人〕経常収益→一般正味財産増減の部の経常収益 経常費用→一般正味財産増減の部の経常費用

特別利益→一般正味財産増減の部の経常外収益 特別損失→一般正味財産増減の部の経常外費用

当期損益→当期一般正味財産増減額

〔社会福祉法人〕経常収益→サービス活動収益+サービス活動外収益 当期損益→当期活動増減差額

〔土地開発公社〕経常収益→事業収益+その他経常収益 経常費用→事業原価+販売費及び一般管理費+その他常費用

(3) 財務指標

単位: %

項目	年度	年度	年度	備考 ※増減の理由等
① 自己資本比率〔純資産/資産×100〕				
② 借入金依存度〔借入金負債/資産×100〕				
③ 流動比率〔流動資産/流動負債×100〕				
④ 経常収支比率〔経常収益/経常費用×100〕				
⑤ 当市補助金比率〔市補助金/経常収益×100〕				
⑥ 当市貸付金比率〔市貸付金/資産×100〕				
⑦ 当市委託料比率〔市委託料/経常収益×100〕				
⑧ 当市指定管理料比率〔市指定管理料/経常収益×100〕				

※②の借入金には、当市貸付金も含まれます。

(4) 当該団体への財政的支援

単位: 千円

項目	年度	年度	年度	備考 ※増減の理由等
① 補助金(助成金)・交付金・負担金				
② 利子補給金				
③ 貸付金残高				
④ 損失補償・借入保証契約に係る債務残高				
(参考) 委託料				
(参考) 指定管理料				

【補助金】※特定の補助対象者となっているもののみ記載

①	補助金名			
	補助金の内容			
	補助金の積算根拠			
	補助額(千円)	年度	年度	年度

(参考)【委託】※特命随意契約によるもののみ記載

①	委託名(随意契約)			
	委託の内容			
	随意契約の理由			
	委託料(千円)	年度	年度	年度

(参考)【指定管理】※非公募によるもののみ記載

①	指定管理施設名			
	指定管理の内容			
	非公募の理由			
	指定管理料(千円)	年度	年度	年度

(5) 当該団体へのその他支援の内容(公有財産の使用許可等) 団体の活動に必要な資産の状況

区分	所有形態	内容(建物名称、取得経緯、公有財産使用許可理由など)
土地	公有財産	
建物	公有財産	
設備	自己所有	

(6) その他

① 適用会計基準等の状況			
適用会計基準			
財務諸表の確認			
② 経営環境の変化に関する今後の見通し			
外部要因によるもの			
内部要因によるもの			
③ 資産運用の方針と状況			
④ 引当金の状況			
名称	内容	規程有無	残高(千円)
⑤ 収支の改善に向けた取り組み ※補助金が削減された場合の方策を含む			
収入増加の方策と実施状況			
経費削減の方策と実施状況			

4. 役職員数

単位: 人

項目	年度	年度	年度	備考 ※増減の理由等
役員				
理事・取締役				
うち市あて職				
監事・監査役				
うち市あて職				
正職員				
うち市からの派遣				

5. 主要事業の内容と評価

①	事業名		事業内容		
	事業費 (単位: 千円)		年度	年度	年度
	指標:		目標		
		実績			

②	事業名		事業内容		
	事業費 (単位: 千円)		年度	年度	年度
	指標:		目標		
		実績			

団体の自己評価					

市所管課の評価					

同様の役割を担う類似団体や企業の存在の有無					

6. 当該団体への監査、外郭団体監理委員会による評価の結果※直近3カ年。ただし、未対応のものは除く。

(1) 指導監督の実施状況

--

(2) 外郭団体監理委員会の評価結果

意見内容	改善状況	
	改善の内容及び今後の方向性	進捗状況
①		
②		

(3) その他外部監査の評価結果

--

7. 市所管課所見(現状と課題、今後の取り組み、外郭団体の必要性)

--

【注記】

1. 金額について、千円未満の数値については、四捨五入しています。
2. 複数の欄の合計値を他の項目の数値と一致させる必要がある項目については、四捨五入を行ってずれが生じてしまう場合、適宜端数調整を行っています。

基本情報公表団体用

外郭団体基本情報

1. 団体概要

年3月31日現在

団体名			
法人番号			
所在地			
電話		FAX	
ホームページアドレス			
代表者			
設立年月日			
設立根拠法令			
団体設立後から現在に至るまでの主な経緯			
設立目的			
事業内容			
市所管課			

2. 資本金等

年3月31日現在

資本金・基本金	千円	うち市の出資・出捐金	千円	市出資・出捐割合	%
市出資出捐金額の根拠					
市以外の主な出資者・寄付者					
名称	出資額(千円)		出資率(%)		
市の損失補償	0千円		市の借入保証	0千円	

3. 財務状況

(1) 財務指標

単位: %

項目	年度	年度	年度	備考 ※増減の理由等
① 自己資本比率〔純資産/資産×100〕				
② 借入金依存度〔借入金負債/資産×100〕				
③ 流動比率〔流動資産/流動負債×100〕				
④ 経常収支比率〔経常収益/経常費用×100〕				
⑤ 当市補助金比率〔市補助金/経常収益×100〕				
⑥ 当市貸付金比率〔市貸付金/資産×100〕				
⑦ 当市委託料比率〔市委託料/経常収益×100〕				
⑧ 当市指定管理料比率〔市指定管理料/経常収益×100〕				

※②の借入金には、当市貸付金も含まれます。

(2) 当該団体への財政的支援

単位: 千円

項目	年度	年度	年度	備考 ※増減の理由等
① 補助金(助成金)・交付金・負担金				
② 利子補給金				
③ 貸付金残高				
④ 損失補償・借入保証契約に係る債務残高				
(参考) 委託料				
(参考) 指定管理料				

【補助金】※特定の補助対象者となっているもののみ記載

①	補助金名			
	補助金の内容			
	補助金の積算根拠			
	補助額(千円)	年度	年度	年度

(参考)【委託】※特命随意契約によるもののみ記載

①	委託名(随意契約)			
	委託の内容			
	随意契約の理由			
	委託料(千円)	年度	年度	年度

(参考)【指定管理】※非公募によるもののみ記載

①	指定管理施設名			
	指定管理の内容			
	非公募の理由			
	指定管理料(千円)	年度	年度	年度

(3) 当該団体へのその他支援の内容(公有財産の使用許可等)団体の活動に必要な資産の状況

区分	所有形態	内容(建物名称、取得経緯、公有財産使用許可理由など)
土地	公有財産	
建物	公有財産	
設備	自己所有	

4. 役職員数

単位:人

項目	年度	年度	年度	備考 ※増減の理由等
役員				
理事・取締役				
うち市あて職				
監事・監査役				
うち市あて職				
正職員				
うち市からの派遣				

5. 主要事業の内容と評価

①	事業名	事業内容		
	事業費 (単位: 千円)	年度	年度	年度
	指標:	目標		
		実績		

②	事業名	事業内容		
	事業費 (単位: 千円)	年度	年度	年度
	指標:	目標		
		実績		

団体の自己評価			

市所管課の評価			

同様の役割を担う類似団体や企業の存在の有無			

6. 当該団体への監査、外郭団体監理委員会による評価の結果※直近3ヵ年。ただし、未対応のものは除く。

(1) 指導監督の実施状況

--

(2) その他外部監査の評価結果

--

7. 市所管課所見(現状と課題、今後の取り組み、外郭団体の必要性)

--

【注記】

1. 金額について、千円未満の数値については、四捨五入しています。
2. 複数の欄の合計値を他の項目の数値と一致させる必要がある項目については、四捨五入を行ってずれが生じてしまう場合、適宜端数調整を行っています。

付属資料

(1) 2020年度及び2021年度の活動経過

活動の流れ

① 2020年度第1回
町田市外郭団体監理
委員会
(2021年1月20日)

審議内容

- ・町田市における外郭団体の制度について
- ・2020年度包括外部監査の指摘事項
- ・諮問内容

② 2021年度第1回
町田市外郭団体監理
委員会
(2021年5月20日)

審議内容

- ・外郭団体の該当要件と区分の見直し
- ・外郭団体基本情報調査票等の見直し

③ 2021年度第2回
町田市外郭団体監理
委員会
(2022年2月1日)

審議内容

- ・外郭団体の該当要件と区分の見直し
- ・外郭団体基本情報調査票等の見直し
- ・答申のまとめ

④ 答申
(2022年2月)

(2) 関係例規

○町田市外郭団体監理委員会条例

(設置)

第1条 町田市の外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項及び外郭団体の経営状況、事業実施状況等について調査、審議するため、市長の附属機関として、町田市外郭団体監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「外郭団体」とは、次の各号のいずれかに該当する団体として市長が指定するものをいう。

- (1) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は出えんしている法人であって、市の出資又は出えんの割合が4分の1以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているものとして町田市規則（以下「規則」という。）で定めるもの

(所掌事項)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 外郭団体の経営状況及び事業実施状況の評価に関すること。
- (3) 外郭団体の経営改善のための具体的な助言及び提案に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、外郭団体に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、行政運営に関して識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○町田市外郭団体監理委員会条例施行規則（現行）

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市外郭団体監理委員会条例（平成19年3月町田市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（外郭団体）

第2条 条例第2条第1号に規定する外郭団体は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
- （2） 一般財団法人町田市文化・国際交流財団
- （3） 一般財団法人まちだエコライフ推進公社
- （4） 一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス
- （5） 株式会社町田新産業創造センター
- （6） 一般社団法人町田市観光コンベンション協会
- （7） 株式会社町田まちづくり公社
- （8） エルム・スリー管理株式会社
- （9） 株式会社町田センタービル
- （10） 町田市土地開発公社

2 条例第2条第2号の規則で定める外郭団体は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 社会福祉法人町田市社会福祉協議会
- （2） 社会福祉法人町田市福祉サービス協会
- （3） 公益社団法人町田市シルバー人材センター
- （4） 一般財団法人町田市体育協会
- （5） 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

（招集の通知）

第3条 委員長は、町田市外郭団体監理委員会（以下「委員会」という。）の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

- （1） 開催日時
- （2） 開催場所
- （3） 議題

(会議の招集の特例)

第4条 委員の任期満了後、最初に開かれる委員会の会議の招集は、条例第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○町田市外郭団体の指導監督に関する要綱（現行）

第1 目的

この要綱は、法令等に定めるもののほか、町田市（以下「市」という。）の外郭団体（町田市外郭団体監理委員会条例（平成19年3月町田市条例第4号）第2条に規定する外郭団体をいう。以下同じ。）の設立及び外郭団体の運営に関する指導監督について必要な事項を定めることにより、外郭団体に対する市の関与の適正化を図り、もって外郭団体の自主的、自立的及び健全な運営を目指すことを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監理団体 市の出資又は出えんの割合が2分の1以上の外郭団体
- (2) 基本情報公表団体 前号に掲げる外郭団体以外の外郭団体

第3 主管部長等の責務

- 1 外郭団体を所管する部長（以下「主管部長」という。）は、外郭団体の設立及び外郭団体の運営に関する指導監督に係る事務を行うものとする。
- 2 総務部長は、外郭団体の設立及び外郭団体の運営に関する指導監督の整合を図るため、必要な調整を行うものとする。

第4 設立に関する事項

- 1 外郭団体の設立は、真に市の施策の推進のためやむを得ない場合に限るものとする。
- 2 主管部長は、外郭団体を設立しようとするときは、次に掲げる事項について十分検討した上で、あらかじめ総務部長に協議するものとする。
 - (1) 推進する施策における市及び民間それぞれが担うべき役割、事業の種類及び性格、民間企業における類似事業の実施状況等を踏まえた上で、外郭団体を設立する必要性を明確にすること。
 - (2) 外郭団体の設立を伴わない他の事業手法との間でサービス水準及び公的支援その他の事業コストを可能な限り数量化した上で比較衡量すること。
 - (3) 将来にわたる需要予測に当たっては、必要に応じて外部の専門家の意見

を聞く等客観性及び専門性の確保に留意するとともに、当面収益が上がらない事業又は事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否を検討すること。

(4) 一般社団法人、一般財団法人、会社法に基づく法人（以下「会社法法人」という。）等それぞれの特色を踏まえ、適正な法人の類型を選択すること。

(5) 設立する外郭団体への出資は、原則として必要最小限とする一方、地方自治法（昭和24年法律第67号）における出資割合に応じた関与の規定及び会社法法人における株主が出資の割合に応じて行使することが可能となる権限等についても勘案すること。

3 主管部長は、前項の規定による協議が整ったときは、外郭団体の設立に関する方針について、町田市経営会議設置規程（平成19年6月町田市規程第22号）に規定する町田市経営会議に付議するものとする。

第5 指導監督事務

1 主管部長は、次に掲げる事項に関し、外郭団体に対して指導監督を行うものとする。

- (1) 事業計画及び予算の作成及び変更
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、外郭団体の運営上重要な事項

2 主管部長は、次に掲げる書類を常時整理し、保管するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、評議員その他の役員の名簿
- (3) 就業規程、給与規程その他の外郭団体における基本的諸規程
- (4) 過去3年度の予算、決算及び財産に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指導監督に必要な書類

第6 監理団体に対する指導監督

監理団体に対する指導監督は、外郭団体の自主的かつ自立的な運営に配慮しつつ、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 事業目的が計画的かつ着実に達成されていること。
- (2) 経営状況が適切かつ健全であること。

- (3) 資産の管理運用が、市の公金管理運用の基本原則に準拠し、安全性及び流動性を確保した上で効率的に行われていること。
- (4) 組織の運営体制が適切であること。
- (5) 業務運営が効率的かつ効果的に進められていること。
- (6) 事務事業が社会経済情勢の変化に的確に対応し、事業継続の意義を有すること。
- (7) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第57条及び町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第15条の規定により情報公開に努めていること。
- (8) 町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）第12条の4の規定により個人情報の保護に努めていること。

第7 基本情報公表団体に対する指導監督

基本情報公表団体に対する指導監督は、当該団体の性質、事業内容、事業規模等を考慮し、監理団体に準じて行うものとする。

第8 市の財政的援助等

外郭団体に対する市の財政的援助等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行うものとする。

- (1) 出資又は出せん 市が出資又は出せんする意義が明確であり、その必要性が十分認められること。
- (2) 補助金の交付
 - ア 赤字補てんを目的とした団体運営費の補助その他の対象事業を特定しない補助は、原則行わないこと。
 - イ 補助割合は、対象事業の性質、内容、外郭団体の財政状況等を考慮して定め、適宜見直すこと。
- (3) 貸付金の貸付け 事業の運営等に要する経費の貸付けは、外郭団体の財政状況、将来にわたる事業の需要予測等を十分に検討し、真に必要なものに限定して行うこと。
- (4) 業務の委託等 外郭団体を市の委託業務等の受託者又は公の施設の管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）とするときは、地方自治法その他の関係法令等に則り、原則として入札等の手続を経て決定

すること。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

第9 市の人的援助

外郭団体に対する市の人的援助は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行うものとする。

(1) 市職員の役員等への就任 外郭団体の自主的かつ自立的な運営を促すために必要となる最少の人数とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第11項の規定に準じ、市職員の役員等の数が原則として役員等の総数の3分の1を超えないこと（町田市土地開発公社を除く。）。

(2) 市職員の派遣

ア 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等である外郭団体に限定して行うこと。

イ 外郭団体の事業規模、事業内容、経営状況及び当該外郭団体の職員の育成状況を踏まえ、必要となる最少の人数とすること。

第10 議会への経営状況報告

監理団体については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第11 基本情報調査

総務部長は、毎年度、外郭団体の基本情報及び過去3年度の財政運営等を調査し、その結果を公表するものとする。

第12 経営状況の確認

1 主管部長は、第11の調査の実施に併せて、別に定める基準に基づき経営状況を確認し、その結果を踏まえて必要な指導監督を行うものとする。

2 主管部長は、監理団体について、前項に規定する確認の結果、町田市外郭団体監理委員会条例第1条に規定する町田市外郭団体監理委員会（以下「委員会」という。）に対して当該監理団体の経営状況の評価等を求める必要があると認めるときは、その旨を総務部長に報告するものとする。

3 総務部長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要

があると認めるときは、委員会に対して監理団体の経営状況の評価等を求めるものとする。

4 総務部長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、委員会に対して外郭団体の経営状況の評価等を求めることができる。

第13 経営改善措置の要求

主管部長は、第12第3項及び第4項に規定する委員会による評価の結果、外郭団体の経営の改善が必要であると認める場合は、当該外郭団体に対して経営改善に向けた必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。

第14 補則

この要綱に定めるもののほか、外郭団体の指導監督に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 基本情報調査票様式 (現行)

外郭団体基本情報

1. 団体概要

2021年3月31日現在

団体名			
法人番号			
所在地			
電話		FAX	
ホームページアドレス			
代表者			
設立年月日			
設立根拠法令			
設立目的			
事業内容			
情報公開制度の有無		外部監査体制の有無	
市所管課			

2. 資本金等

2021年3月31日現在

資本金・基本金	千円	うち市の出資・出捐金	千円	市出資・出捐割合	%
---------	----	------------	----	----------	---

3. 財務状況

(1) 貸借対照表

単位:千円

項目	2018年度	2019年度	2020年度	対前年増減比(%)	備考
総資産					
流動資産					
流動資産以外の資産					
負債					
流動負債					
固定負債					
うち借入金					
正味財産合計					
一般正味財産					

(2) 正味財産増減計算書

単位:千円

項目	2018年度	2019年度	2020年度	対前年増減比(%)	備考
経常収益					
うち市補助金					
うち市委託料					
経常費用					
経常損益					
特別利益					
特別損失					
当期損益(税引後)					

※各団体が準拠すべき会計基準等により、下記のとおり読み替える。

[会社法法人]経常収益→売上高(又は営業収益)+営業外収益 経常費用→売上原価+販売費+一般管理費+営業外費用

[公益法人]経常収益→一般正味財産増減の部の経常収益 経常費用→一般正味財産増減の部の経常費用

特別利益→一般正味財産増減の部の経常外収益 特別損失→一般正味財産増減の部の経常外費用

当期損益→当期一般正味財産増減額

[社会福祉法人]経常収益→サービス活動収益+サービス活動外収益 当期損益→当期活動増減差額

[土地開発公社]経常収益→事業収益+その他経常収益 経常費用→事業原価+販売費及び一般管理費+その他常費用

(4) 当該団体への財政的支援

単位:千円

項目	2018年度	2019年度	2020年度	備考
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 税の減免額				
④ 貸付金残高				
⑤ 債務保証、損失補償契約に係る債務残高				
(参考)委託料				

(5) 当該団体へのその他支援の内容(公有財産使用許可等)

--

4. 役職員数

単位:人

項目	2018年度	2019年度	2020年度	備考
役員				
うち市あて職				
うち市退職者				
正職員				
うち市からの派遣				
うち市退職者				

5. 主要事業の実績

事業名及び指標		2018年度	2019年度	2020年度	単位	備考
①	目標値					
	実績値					
②	目標値					
	実績値					
③	目標値					
	実績値					

6. 当該団体への監査、外郭団体監理委員会による評価の結果(直近3カ年。ただし、未対応のものは除く)

--

7. 市所管課所見(現状と課題、今後の取り組み)

--

【注記】

- 金額について、千円未満の数値については、四捨五入しています。
- 複数の欄の合計値を他の項目の数値と一致させる必要がある項目については、四捨五入を行ってずれが生じてしまう場合、適宜端数調整を行っています。